

別添1（第2条関係）

医療機関等物価高騰対策支援補助金 対象施設・事業所等

対象となる施設・事業所の種別 ※1		補助額
病院・診療所 ※2	○病院・診療所 医療法（昭和23年法律第205号）で規定する施設のうち公的保険医療機関である病院・診療所	医業を行う施設 (病床なし) 50万円 /施設
		医業を行う施設 (病床あり：診療所) ※ 病床19以下 80万円 /施設
		医業を行う施設 (病床あり：病院) ※ 病床20以上 100万円 /施設
		歯科医業を行う施設 10万円 /施設
薬局 ※2	○薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）で規定する薬局のうち公的保険薬局である薬局	— 10万円 /施設
訪問看護	○訪問看護ステーション 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定に基づく指定訪問看護ステーションを運営している事業所	— 8万円 /施設
その他医療機関 ※2	○施術所 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づき、保健所に届け出ている事業所 ○歯科技工所 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）に基づき、保健所に届け出ている事業所 ○助産施設 医療法（昭和23年法律第205号）で規定する助産事業所で、保健所に届け出ている事業所	— 8万円 /事業所

※1 令和7年4月から9月の期間内のいずれかにおいて、事業実績を有する施設・事業所を対象とし、休業中のものを含まない。

※2 同一住所地において、柔術整復・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうを実施している場合は、1事業所として、補助金を支給する。